

事業計画書

令和 6 年 1 月 23 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

一般社団法人シリウス

1 事業実施の方針

- ・ 本法人の事業内容をより多くの支援関係者に知っていただくため、自治体、地域包括支援センター、その他高齢者福祉、障害者福祉事業者への周知活動を実施。
- ・ 会員に対しての研修実施（年 4 回。事例研究、制度周知など）。
- ・ 個人受任では困難が予想される成年後見等案件（本人が若年のため長期支援が予想されるケース等）について候補者となり、法定後見の受任を目指す。
- ・ 後見制度の対象とならない（認知症等判断力低下が無いケース等）が、財産管理の支援を必要とする方々への任意財産管理契約の受任（初年度目標 10 件）。

2 収入事業の実施に関する事項

事業名	具体的な 事業内容	(A)当該事業 の実施予定 日時 (B)当該事業 の実施予定 場所	(D)支援 対象者の 範囲 (E)予定 人数	事業見込 収入金額 （単位： 千円）	備考
① 法定 後見 受任	自治体、地域包括支援センター等で後見人等を必要とする事案に対し候補者となり、家庭裁判所の審判を受けて後見人等として活動する。	(A)事案の発生に応じて適宜 (B) 千葉県	(D)法定後見制度対象者 (E)本年度予定 4 名、次年度予定 10 名	本年度 0 次年度 988	・ 受任した場合でも、収入は次年度となる。 ・ 1 案件の年間報酬審判額は 247 千円と想定
② 任意 財産 管理 受任	高齢者・障害者施設入居者等で第三者による財産管理を必要とする方に対し、個別契約により受任して活動する。	(A)事案の発生に応じて適宜 (B) 千葉県、埼玉県東部、茨城県北西部	(D)法定後見制度の対象とならない者 (E)本年度予定 10 名、次年度予定 20 名	本年度 1,200 次年度 3,600	・ 1 案件に対して月額 2 万円の報酬を想定 ・ 収入額は、当年度受任案件については 1 案件平均 6 ヶ月、前年度受任済案件は 12 ヶ月で算出